

**JAL愛媛原告を支える会
ニュース**

あの空へ
帰ろう

発行：JAL不当解雇とたかう愛媛原告を支える会
連絡先：愛媛自治労連会館3F愛媛労連内
松山市三番町8-10-2 Tel 089-945-4526



に見合った
人員体制」
を希望退職
によって達
成すること
ができるなか
つたので余
剰人員を解
雇した、と
言う会社の
主張を全面
的に受け入
れて解雇を
有効とし
た。しかし高
裁では解雇
の時点で人
員体制は、
パイロット
は90人、客

高裁判決まで一ヶ月

昨年12月に法廷内での闘いは
やり終えた。東京高裁では、地
裁が無視した解雇の違法を裏付
ける決定的な事実を全面的に立
証した。

地裁判決は「事業規模の縮小

すべてをやり尽くして

私も
応援
します

笑顔の勝訴報告を 待っています！

愛媛一般労働組合副委員長 近藤 真紀



私が林さんと出会ったのは、私の
解雇撤回闘争が終ってからのこと
でした。私は飛行機が大好きです。
それだけにJALの解雇問題は私
にとっても重大事件でした。

私は年数回、飛行機を利用します
が、正直今のJALには乗りたくあ
りません。何故か？それは安全にと
ても不安があるからです。パイロッ
ト・CAともに心に余裕がないと感
じます。いつ解雇されるかとい
う不安、体調不良でも乗務したり、
燃料節約のため台風をよけずに飛

行するなど。それらを回避するに
は、解雇されたベテラン乗務員をま
ず職場に戻し、安心・安全第一の運
航を確立する事です。1日も早くベ
テランのパイロット・CAの解雇が
撤回され、利益優先でなく、安心・
安全の日本航空に戻って欲しいと
心から願っています。そして、6月
には、「勝訴したよ！」との笑顔の
林さんの報告を待っています。

室乗務員は78人も超過達成し
ていた事を立証。会社から反論
はなく解雇理由を証明できなか
った。この解雇はJALと管財
人が一体となり、労務政策とし
て信義則違反、不当労働行為の
連鎖集中の結果行われた事も克
明に立証。これに対しても会社
から反証はなかった。

高裁が法と事実に基づいて審理
を行えば私達の勝利以外ない筈
だ。

政財界の濁流に負けることな
く公正な判決を勝ち取るために
法廷外でも集大成の闘いが始ま
った。1月から始めた裁判所前
座り込み行動は、11日間でのべ
1800人近い参加があった。

四国からは徳島労連事務局長が

激励に来て下さり各県からの暖
かいメッセージに励されました。
某全国新聞は裁判官が判決を
書き始める頃を見計らったよう
にJAL名誉会長である稻盛氏
の業績を讃える記事をシリーズ
で掲載した。私達は支援者と共に
に「事実と公正さに欠ける報道」
と抗議申し入れをした。JAL
勧告に対して誠実に行動するよ
う政府への働きかけや一日も早
い解決を目指して国会議員の方
への要請もやりきりたい。

解雇されて丸3年、同じ年に
植えたミモザが始めて黄色の可
憐な花を見せてくれた。

理不尽さがまかり通る社会に
してはならない。（了）

松山市出身
客室乗務員原告 林 恵美

客室乗務員裁判の判決日程が変更になりました

客室乗務員裁判

6月3日(火) 15時~

パイロット裁判

6月5日(木) 13時30分~

両裁判とも 東京高裁101号法廷

引き続き、高裁あての公正判決を求める
要請はがきの取り組みを急いでください

100-8933

大竹たかし 裁判長 殿

東京都千代田区霞が関1
1 4
東京高等裁判所 第5民事部

客室乗務員裁判

郵便はがき
100-8933
切手はカンパ
す

三輪和雄 裁判長 殿

東京都千代田区霞が関1
1 4
東京高等裁判所 第24民事部

パイロット裁判

支える会事務局からのお願い

勝利判決を勝ち取るために

- 支える会の会員拡大
- 会員の継続
- 高裁公正判決を求める要請はがきの取り組み
- 更なる署名集め

をお願いします。